

## 報告要旨

森岡孝二（関西大学・名）

この報告では『資本論』第1巻第8章「労働時間」から見た、現代日本の労働時間と労働社会の特徴について考察する。『資本論』の労働時間論については、私はすでに『季刊 経済理論』第53巻第4号(2017年1月)の特集「『資本論』刊行150年と現代」に寄稿した拙稿「『資本論』と現代の労働——いまマルクスの労働時間論をどう読むか」で詳述した。したがって、本報告は、前出の拙稿の要点を踏まえて、労働基準法や労働運動との関連で日本の労働時間制度の考察に分け入る。

第1節では、まず『資本論』が考察しているイギリスの19世紀半ばの搾取の法的制限のない産業部門では労働時間は1日15時間、1週80時間にも及んだことを示す。次に日本の20世初めと今日の労働時間を比較し、過労死を生み出す職場では19世紀的な長時間労働が今日でも解消されていないことを確認する。

第2節では、マルクスが労働時間を資本主義のもとでの資本と労働との闘争の焦点ととらえ、労働時間の制限と短縮は、階級闘争によって勝ち取られた法律の介入がなければなしえないと考えていたことを明らかにする。そのうえで日本の長時間労働の制度的要因として、時間外労働の規制を解除し、労働時間の決定を労使の合意に委ねる労働基準法の仕組みを問題にする。また、最近の政府の「働き方改革」における「時間外労働規制」の狙いは、看板と反対に労働時間の規制緩和にあることを明らかにする。

第3節では、日本の労働組合運動が賃上げや雇用維持に腐心して時短闘争を置き去りにしてきたことを歴史的に概観し、労働時間の決定が法的規制によらずに、労使の合意に任されているかぎり、労働時間の短縮は期待できないことを明確にする。

最後に労働時間の理論的・実践的位置づけに関する日本のマルクス経済学の克服すべき課題についても言及する。